

Jアラート

(全国瞬時警報システム) の  
試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃など  
の緊急時に、Jアラート（全  
国瞬時警報システム）から送  
られてくる国の緊急情報を、

同報無線を用いて市民の皆さん  
へ確実にお知らせするた  
め、国民保護情報の試験放送  
を実施します。この機会に、  
市民の皆さんも、短い時間で  
あわてずに身を守る行動につ  
いて考えてみましょう。

国民保護情報訓練

日時

10月6日（水） 11時頃

問合せ先

水道管漏水調査のお知らせ

（窓口⑩） ☎ 3641455

上下水道課では、9月下旬  
から12月中旬にかけて**白浜、  
中、河内、五丁目（折戸）地**  
にて水道管の漏水調査を行  
います。

市より委託を受けた調査会  
社が、戸別に訪問し、漏水調  
査を行わせていただきます。

問合せ先

市民保健課健康づくり係

（窓口⑤） ☎ 2222177

た水道管の路面音聴調査等を  
行います。

調査員は市の腕章と身分証  
明書を携帯しております。

調査期間中は皆さまのご理  
解とご協力をよろしくお願ひ  
します。

問合せ先

上下水道課工務係

☎ 221200

歯周疾患無料検診のお知らせ



無料で4000円相当の歯  
科検診が受けられるチャンス！  
ご家族等に対象の方がいま  
したら、ぜひお声掛けをお願  
いします。

期間

令和4年3月31日現在の年齢

40・50・60・70歳の方（令和  
4年3月31日現在の年齢）

対象者

野焼きは何故いけないの？

野焼きをすると黒煙や悪  
臭を発生させ、『煙や臭いが  
入ってくるので窓が開けられ  
ない』、『洗濯物に臭いがつい  
てしまつて、やり直さなけれ  
ばならない』、『布団が干せな  
い』など近隣の方々の生活環  
境に大きな迷惑をかけること  
になります。また、気管支な  
どに病気を抱える方にとって  
は、より深刻な問題となります。

野焼きについて、廃棄物の  
燃やして良いということでは  
なく、ゴム、プラスチック、  
油などを含む物の焼却はでき  
ません。また、家庭菜園は農  
業ではありません。

野焼きについて、廃棄物の  
燃やして良いということでは  
なく、ゴム、プラスチック、  
油などを含む物の焼却はでき  
ません。さらに、付近の枯れ草や  
建物などへの延焼の危険性も  
あります。さらに、付近の枯れ草や  
建物などへの延焼の危険性も  
あります。

ごみの野焼きは  
禁止されています！

一部の例外とは？

あり、火災の原因のひとつに  
もなっています。

周囲にこういった生活環境  
上の悪影響を与えるため、一  
部の例外を除き、野焼きは禁  
止されています。

法律の例外を除き、野焼きは禁  
止されています。

一部の例外とは？

皆さまへお願い

国又は地方公共団体が施設  
管理を行うため必要な焼却

・灾害予防、災害応急対策、  
復旧のために必要な焼却

（防災訓練など）

・風俗慣習上又は宗教上の行  
事を行うために必要な焼却

（どんど焼きなど）

・農林業者が作業に伴つて行  
うやむを得ないものとして  
行う焼却

・焚き火など、軽微な焼却

・なお、これらの焼却でも近  
隣の方々に迷惑となつている  
と判断されるときは、焼却を  
やめていただこうことがあります。

また、農林業者だから何で  
も燃やして良いということでは  
なく、ゴム、プラスチック、  
油などを含む物の焼却はでき  
ません。また、家庭菜園は農  
業ではありません。

皆さまへお願い

以前から少量のごみは燃や  
してきたからと自分の都合だ  
けを考えるのではなく、燃え  
るごみの日に出すなど適切な  
ごみ処理を行つてください。

禁止の例外とされている焼  
却であつても、特に住宅地に  
近い田畠で行われる焼却は苦  
情が多くありますので、刈草  
等はできる限り堆肥化してい  
ただき、また、住宅の近くで  
は焼却しないようにしてくだ  
さい。やむを得ず焼却を行う  
場合であつても、天候や風向  
惑を掛けないよう、近所の  
方々のご理解を得るようにし  
てください。

皆さまが気持ちよく生活し  
ていけるよう、ご理解とご協  
力をお願いします。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内）  
☎ 2222133